

事務所コラム

2020年8月3日(月)

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-21-3

東京RS税理士法人

TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email reiko@ebihara-tax.jp

辞めたいけれど言えない…

“退職代行” サービスが人気の理由

新入社員が、すぐ辞めてしまった!?

今年、新型コロナウイルス感染症の影響で、多くの企業が新年度の採用や研修などのスケジュールの大幅な変更を余儀なくされました。

今年度入社の新入社員も、例年行われている入社式や歓迎会など会社のイベントが中止になったり、入社当初から在宅勤務となったり、異例の事態に戸惑った人も多かったのではないのでしょうか。

そんな中、今年入社の新入社員がもう辞めてしまったという企業もあるでしょう。

もともと、大卒新入社員の3年以内の離職率は30%前後の状況がここ20年以上も続いており、今年に限った傾向ではありません。しかし、ここ最近になって新卒を含む20~30代の若者をメインに、退職の際に直接退職の意思を伝えることが難しい労働者に代わり、退職の意思伝達や処理、交渉(交渉は弁護士がいる場合のみ可能)を行ってくれる退職代行サービスの利用者が増えているというのです。

なぜ退職代行を使うのか

そもそも、期間の定めのない労働者はいつでも退職できることとなっており(民法627条)、会社を辞めるのに会社の許可は必

要ありません。なのにどうして、代行会社を利用するのでしょうか。その理由として多いのは、次のようなものです。

- ① 退職の意思を伝えたが、人手不足を理由に受け入れてもらえない。
- ② パワハラがあり、相手の態度が怖くて退職を言い出せない。
- ③ 引留め交渉をされたくない

ここから、従業員本人の退職の意思が固まっているのに企業側がそれを受け入れない状況が読み取れます。退職したくても言えない、言っても聞き入れてもらえないという思いが利用者側にあるようです。

企業側が備えるべきこと

原則として退職は労働者の自由であり、企業は本人の意思を受け入れて速やかに必要な手続きを行うべきです。

代行サービスにより、ある日突然社員が出社しなくなると、退職理由を聞くこともできない場合が多く、業務の引継ぎも難しくなります。

問題がこじれるのを防ぐためにも、一度は縁あって入社した労働者を、気持ちよく送り出せるような職場環境を整備することが求められます。

本当は2週間前の申し出で退職できるけれど…

